



Title	札幌博物場所蔵アイヌ民具資料（死体包装用縄・背負縄）の資料情報の復元
Author(s)	加藤, 克; 大坂, 拓
Description	この資料はサイト「札幌博物場研究」 http://www.fsc.hokudai.ac.jp/mk_hunhm/index.html からもダウンロード可能です。
Citation	札幌博物場研究会誌, 2022, 9-21
Issue Date	2022-12-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/87588
Type	journal article
File Information	HUNHM_magazine_2022_09_21.pdf



札幌博物館所蔵アイヌ民具資料（死体包装用縄・背負縄）の資料情報の復元

加藤 克⁽¹⁾・大坂 拓⁽²⁾

⁽¹⁾ 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園・博物館 Botanic Garden & Museum (HUNHM) , Field Science Center for Northern Biosphere, Hokkaido University, 060-0003, Sapporo, Japan

⁽²⁾ 北海道博物館アイヌ民族文化研究センター Ainu Culture Research Center ,Hokkaido Museum ,004-0006 ,Sapporo ,Japan

はじめに

開拓使が 1877 年に設立した札幌博物館を起源とする Hokkaido University Natural History Museum（現在の北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園・博物館、以下 HUNHM）には、明治前～中期と昭和初期に収集されたアイヌ民具資料が約 2,500 点所蔵されており、収集情報が比較的豊富に付属していることから、日本国内のアイヌ文化コレクションの中で重要なものと評価されている。

しかしながら、およそ 150 年の管理の歴史の中で、資料台帳が複数回整備され、その都度あらたなラベルや資料番号が付与されたことで、資料情報の欠落や混乱が見受けられる。筆者の一人である加藤は、この課題について古いラベルや資料管理カードなどを利用して情報の復元や修復を試み、一応の成果を得てきた [加藤 2004, 2008 など]。しかし、その手法は現時点で資料にラベルなどの過去の管理の記録が付属している場合にのみ有効であり、すべての資料を対象とすることはできなかった。また、現代の博物館における資料受け入れ、登録時に行われる資料の状態確認や写真記録などが行われていないこともあり、新たな資料台帳の運用が開始された際に一つの資料が分割されたり、複数の資料が一つの資料として取り扱われる混乱が生じている可能性もある。このため、HUNHM 所蔵アイヌ民具資料の資料情報については、信頼できる研究資源として取り扱う上で様々な形で検証を継続することが必要な作業となっている。

このような背景の中で、従来その存在が知られていなかった HUNHM の元職員が取りまとめたアイヌ民具資料情報や研究ノート、資料から取り外されたラベルなどが遺族から HUNHM に寄贈された [加藤 2018, 2019]。これらにより、HUNHM 所蔵アイヌ民具資料の価値が向上することが期待され、現在その情報の整理・精査やデジタル化に着手したところである。しかし、その分量が膨大であること、また記載されている資料情報が必ずしも現在の資料番号と対応していないことが確認されており、資料群全体を対象とした検証は今後の課題となっている。

本稿は、筆者の一人である大坂が資料調査 [大坂 2020] において取り扱った 1 点の民具資料を対象に、いまだ整理、検証が終了していない状態ではあるものの、元職員が残したデータを利用して、当該資料が過去にどのような情報を有していたのかについて検討する。その結果から、現在 HUNHM で当該資料に与えている名称が誤りであることを、そして現在別の資料として取り扱われている資料の一部であることを明らかにして、研究資源としての価値を向上させることを目的とする。執筆は 4 章を大坂が、それ以外を加藤が担当した。なお、本稿では物質資料（モノ）としての「資料」と元職員が残した台帳、ノート、ラベルなどの「資料」とを区別するために、後者を「データ」と表記することとする。

1. 対象資料と検討に利用する「データ」

本稿では、死体包装用縄（葬送用広縄）という名称で、現在 HUNHM10232 という資料番号（以下現在の資料番号を表記する場合は【10232】と表記する）が与えられている資料について検討を行う（図 1）。資料には、1960 年代初頭に運用が開始された現行資料台帳への登録時に用いられたラベル（図 2）が付属し、ここに記載されている「死体包装用縄、石狩、明治時代」という情報に基づいて情報を公開している [北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園 2008]。ただし、現行資料台帳には「背負縄、石狩」とあり、情報に混乱が見受けられる。また、【10232】には加藤 [2004, 2008] が利用した明治時代の資料管理で用いられたラベルは付属せず、その他の情報も付属していないことから、どのような根拠に基づいて 1960 年代以降の登録時に「石狩」や「明治時代」という情報を記載しえたのかについても、検討が必要な資料である。



図 1. 検討対象【10232】(死体包装用縄)

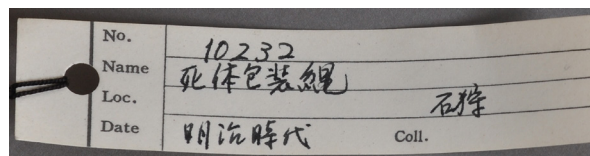


図 2. 【10232】に付属する資料ラベル

次に、【10232】が過去にどのように管理されてきたかを示す「データ」を示す。一つは、整理段階において「185」の仮番号を与えたもので、2冊のノートが合冊され、表紙に「アイヌ資料(用具)分類」と記載されている資料データのノートと、それに現在の台帳と同様の情報が記載されたルーズリーフの束が挟み込まれているものである。この「データ」には(1)過去のある時点でのHUNHMの資料台帳(981件)と推測されるルーズリーフ(図3)、(2)元職員が作製した資料台帳と現物の資料を照合しながら器種ごとに分類したノート部分(図4)、(3)ノートの後半部分に「名取武光時代「アイヌ資料」カード」という表題のある1,028件の資料情報(元職員が筆写したか)の部分(図5)の3種類の情報が含まれている。このうち、(2)は複数回の調査、整理の結果が含まれていると考えられ、1点の資料について複数の記述があることから、のべ3,062点の資料情報記載がある。(3)はHUNHMのアイヌ民具資料の構築に寄与した名取武光が整理した情報と推測され、これまで名取[1972:文末注]の記載からその存在については推測できていたものの、その実態が不明であった名取が1962年に文部省科学研究費「日本在来民具の民族学的研究」で作成した1,775枚のカードの情報と評価される。

もう一つの「データ」は、元職員が作製した仮番号「78」のアルバムと「175」のファイルである。アルバムには「背負縄・葬儀用縄」という背タイトルがあり、写真が貼られた各ページに(4)背負縄(1~4、1~10)、死体包装用縄(1~12、1~9)の番号が振られている(図6)。ファイルには「背負縄、葬儀用縄」の背タイトルがあり、文献の複写や個別資料に関する記載のほか、(5)「Muriri」の1~12、「Utoki-at」の1~9、「Pon-tara (Shamba-tara)」の1~4、「Tara, Pakkay-tara」の1~11までの資料番号に、HUNHMの資料番号、採集地や採集年月日、そして付属しているラベルの情報が記載されたリスト(図7)が含まれている。このファイルのリスト番号とアルバムの番号とは他の器種のアルバムとファイルにおいても対応していると考えられるので、リストに記載されている資料がどのような形状の資料であるのかを把握することが可能である。もっとも重要な点として、(5)のリストに記載されているラベルの情報は加藤[2004,2008]で資料情報の復元に利用したラベルのものであるが、これらは現在資料に付属せず、これまで不可能であった資料の情報復元を行うことができる可能性があることである。

しかしながら、(1)の過去の資料台帳、(3)の名取のカード情報、(4)及び(5)の元職員が取りまとめた情報を安易に利用することができない点に留意する必要がある。「データ」に含まれている資料情報は、おおむね現行資料台帳と資料番号を利用することで照合することができるものの、一部の資料で番号のみでは照合することができないことが確認されている。例えば、(1)の台帳と(2)の分類ノートにおいて「87」の番号をもつ資料は「アツシ、日高」となっている。また、1970年代前半に文化庁の調査のためにHUNHMが提出した「歴史民俗資料調査カード(民俗)(国立歴史民俗博物館所蔵)の「87」も同様に日高採集のアツシとなっている。一方、現在の【00087】は「樹皮衣、樺太、1879年」であり合致しない。この場合、資料名は共通であることから、現在の【00087】の収集情報に誤りがあるとも考えることもできる。しかし、文化庁に提出したカードに付属する写真や1964年に児玉作左衛門が撮影し、HUNHMに提供した着物のアルバム【HUNHMアーカイブ:A_070100104216】の写真から、1960年代から70年代、あるいは90年代までの期間に「87」の番号を有していたのは、現在の【00029】であることが確認できる。一方で、【00087】は当時「82」の番号で管理されていたことも把握できることから、資料情報の混乱ではなく資料番号そのものが現在のものとは異なっていたために合致しないことになる。

従来、現行資料台帳の運用が始まった1960年代初頭以降には資料情報の混乱はなかったという前提で加藤は調査を進めていたが、1970年代から90年代にかけて、何らかの理由によってアイヌ民具資料の資料番号が大幅に改変されていた可能性がある。この点から、今後別の資料の検証を行う上では慎重に「データ」を取り扱う必要があるが、本稿で対象とする資料については、以下に述べるように混乱の影響を受けていないと判断されることから、これらの「データ」をそのまま用いることとする。

2. 【10232】と「データ」との照合

ここでは、死体包装用縄とされる【10232】が、過去にどのような資料情報を有していたのか「データ」を用いて確認してゆく。

(1)の1970年代に利用されていたと考えられる資料台帳は必ずしも台帳のすべての部分が残されているわけではなく、1,014点分の情報が把握できるのみである。(1)には「10232」が含まれるルーズリーフのページはなく、照合することができない。

(2)の元職員が器種ごとに分類して調査をしたノートには2か所に「10232」の記載が確認できる。1か所目は「運搬用具」のページに記載されているもので、「背負縄、Eomachitarube、石狩、額あてなし」という情報がある(図4)。2か所目は「91.8.30」の調査日が記載されている「葬儀用縄」のページに記載されているもので、「死体包装用縄、白、明治時代、石狩、男性用、欠損」の記載と計測値がある(図8)。資料名称が異なっている点については、後に検討することとする。

(3)の名取のカード情報によれば、「10232」は「ニマーマチタラ、負縄、石狩、(採集日記載なし)」(図9)であり、資料名

374			
10890	カイ (1本)		
10891	〃 (〃)		
10892	〃 (1本)		
10893	ロー (1本)		
10894	カシュツア 木製		
10895	〃 〃		
10896	〃 木皮製		
10897	自在鉤 〃		
10898	〃 〃		
10899	常用帽子 アダツィム	1922年8月	
10900	獣皮製 バンド・ギリヤーク?		
10901	長靴 (獣皮製) ギリヤーク?		
10902	かんじき (1組)		
10903	鉤床 (小児用)		
10904	〃 (〃)		
10905	オクダイツラウ 2本		(オソコ海豹狃)
10906	ムツクリ		
10907	〃 日老		
10908	首飾 (ガラス 布製)		
10909	〃 (布 鉄製)		
10910	〃 (ガラス 製)		
10911	〃 (〃)		
10912	チホロニナンブ 木製		(土言)
10913	〃 〃		
10914	〃 近文 〃		
10915	木皮製 柄杓		
10916	木さじ		
10917	ひばし (1組) アベバス		石狩 (木製)
10918	〃 (1本) 〃		(〃)
10919	手ぬぐい掛け (木製)		

図3.「185」のルーズリーフ台帳「データ」(1)

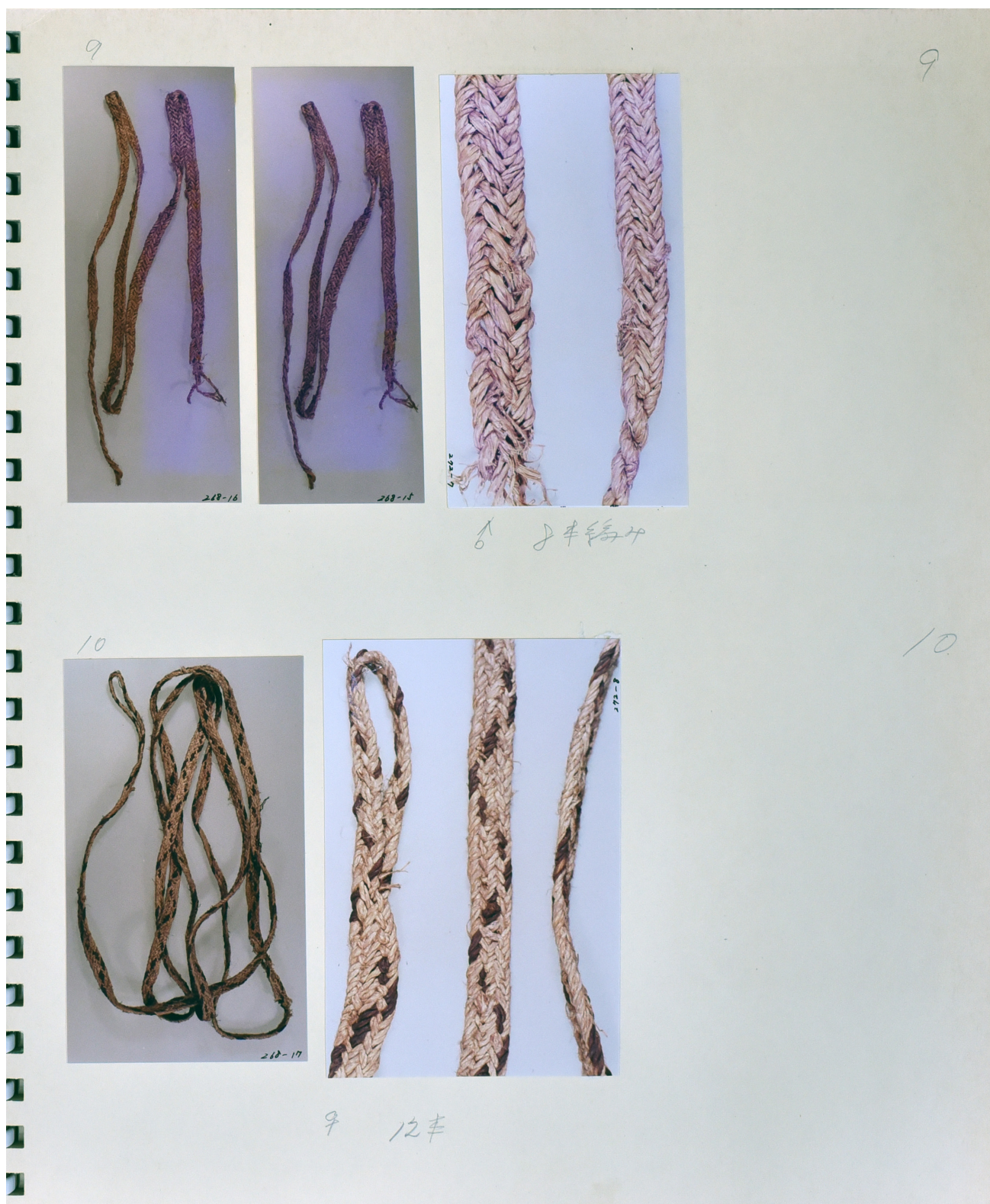


図6. 「78」アルバム「データ」(4)
上段が【10232】に該当. 右上に「9」の書き込みがある

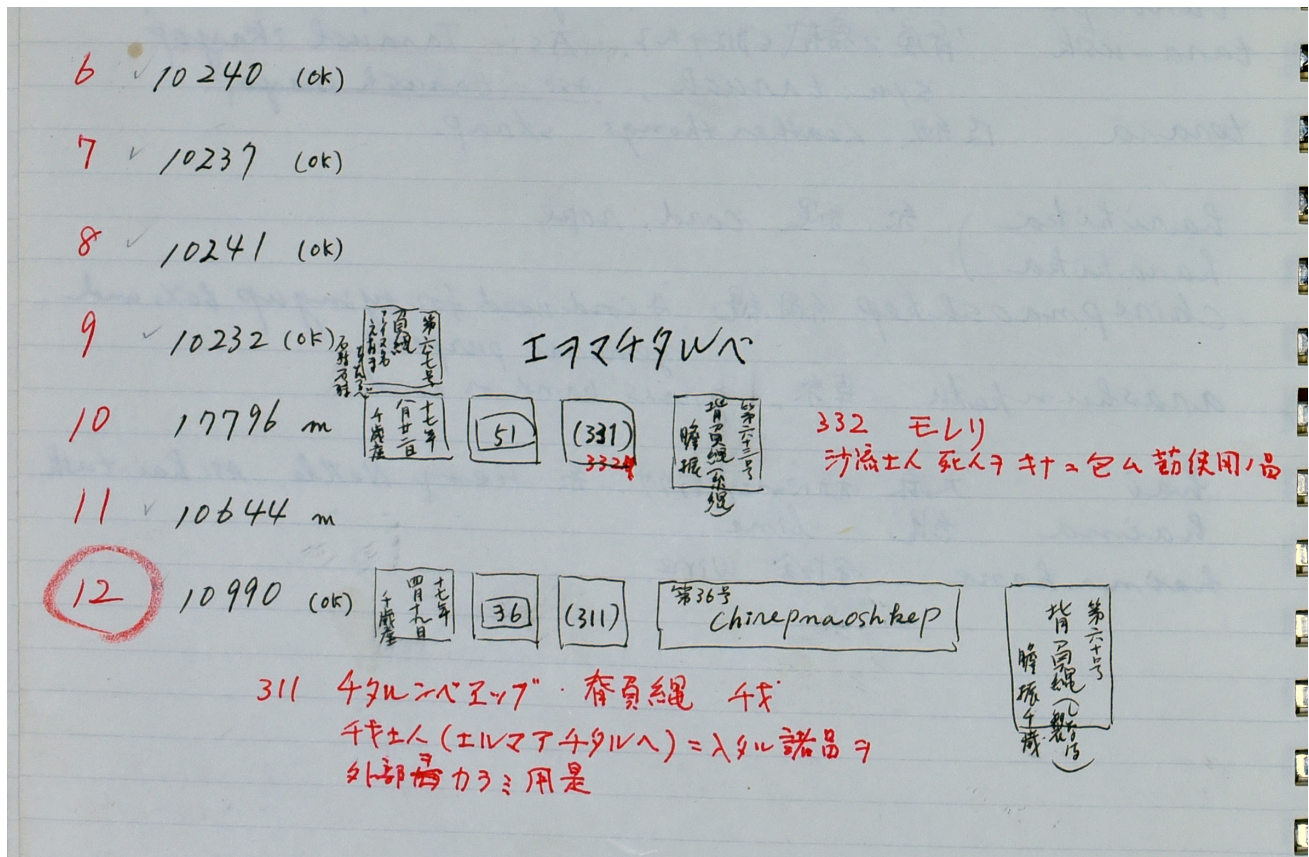


図7. 資料ファイル「データ」(5) 10232の項

が現在のラベルの記載と異なっている。一方で、現行資料台帳の「背負縄、石狩」とは対応していると考えられる。

(5) のリストでは、「Muriri」の項、死体包装用縄（葬送用広紐）の「9」に「10232」の番号がある。図6に示したように（4）のアルバムで「9」の番号を持つ写真の資料は現在の【10232】に合致するので、リストの資料番号を用いて記載情報を利用することが可能である。リストには「10232 (ok)」つまり男性用であるので、この記載は（2）の「葬儀用縄」の記載と合致する。そしてリストにはラベルの図があり「第六十七号 負縄 アイヌ名 えおまちたるべ 石狩石狩」の情報が得られる。

(5) に記載されているラベルは、加藤 [2004, 2008] で検討したように、1910年にHUNHMの展示解説として刊行された『札幌博物館案内』の資料番号に対応するもので、展示資料に付属させてキャプションの役割を果たしていたラベル（以下ラベル1、図10）である。『札幌博物館案内』[村田 1910]の当該部分には「六十七號（負縄）アイヌ名エオマチタルベ、同（前項の石狩国石狩郡を指す）」（図11）とあり、【10232】が1910年代に展示されていた資料であること、また明治期に石狩国石狩郡で収集された資料であることを示している。

ここで、「データ」に含まれる情報の前後関係について推測することとしたい。最も古い情報は、(5)のラベル情報である。現在付属していないこのラベルによって、この資料は負縄（背負縄）、石狩国石狩郡で明治期に収集されたという情報が保存され、おそらくは1960年代初頭に運用が開始された現行の資料台帳、その直後に実施された（3）名取のカードへと継承されていたのだと考えられる。おそらくは（2）の「運搬用具」のページの情報もラベルの情報に基づいた資料台帳の情報を転記したものと考えられる。その後、資料に対する解釈が修正され、男性用の死体包装用縄（葬送用広紐）という情報が（2）の「葬儀用縄」の項や（5）のリスト情報、現在【10232】に付属するラベルに記載されていた可能性が高い。

なぜこのような資料解釈の変更が生じ、資料名称が変更されたのか、検討してみたい。まず、（2）の「運搬用具」のページ（図4）に記載された資料はすべて「背負縄」であるが、アイヌ語名称として「Numarashitara」といった額あてのある背負縄を指すものと「Muriru」あるいは「Muriri」といった死体包装用縄としているものが含まれており、当時は運搬用具として背負縄と死体包装用縄が一緒に扱われていたことがわかる。一方（2）の「葬儀用縄」のページでは資料保管箱ごとに調査が行われた形跡があり、「葬儀用背負紐」、「葬儀用細縄」、「死体包装用縄」と分類されているだけでなく、額あてのある背負縄とは別に取り扱われていた。【10232】の状態を見てみると、死体包装用縄の「白」といわれる黒い糸を用いずに製作されている死体包装用縄と同様の形状をしている。このため、1991年ごろまでの間に「死体包装用縄」の保管箱に保管されるようになったものと考えられる。しかし、（2）の注記にあるように【10232】の一端は欠損しており、本来は別の形状をしていたのではないかと大坂が考え、接続する可能性のある資料を探索したところ、背負縄【10233】との関係がうかがわれた。資料の状態に基づく検証は別に行う

葬儀用縄		91.8.30.		
No.	アイヌ名	和名	収集地	年月日
10645	① 葬儀用背負縄	241.0 ± × 5.3		
10790	"	84.0 ± × 5.5	明治時代 千代	欠損 2点
10234	② 葬儀用細縄	265.0 ± × 0.6		既知の複製
10240	"	215.0 ± × 0.4		対
10241	"	337.0 ± × 0.4		対
10242	"	347.0 ± × 0.5		対
10243	"	354.0 ± × 0.5		対
10244	"	300.0 ± × 0.5		対
10245	"	301.0 ± × 0.5		
10246	"	343.0 ± × 0.9		
10452	"	335.0 ± × 0.5		破損
10453	"	438.0 ± × 1.0		
10646	"	497.0 ± × 0.7		
10647	"	394.0 ± × 0.7		
	表裏の紐	6.5		12点
10232	③ 死体包装用縄 白	198 ± × 2.2	明治時代 石狩	男性用、欠損
10235	" 黒	400 ± × 2.7		対
10236	" 白	520 ± × 2.3		
10237	"	375 ± × 1.3	M17.8.22 千代	女性用、欠損
10238	" 黒	425 ± × 2.2		対
10239	" 白	448 ± × 2.2		

図8.「データ」(2)の「葬儀用縄」のページ15番目に「10232」の記載がある

No.	アイヌ名	和名	収集地	年月日
10231	ヒナバ	—	—	—
32	ニマ マタ	背縄	石狩	—
33	"	"	"	—
34	—	死体包装縄 (712)	—	—
35	—	背縄	—	—
5	5	5	5	5

図9.「データ」(3)の「10232」および「10233」の項



図 12. 背負縄【10233】

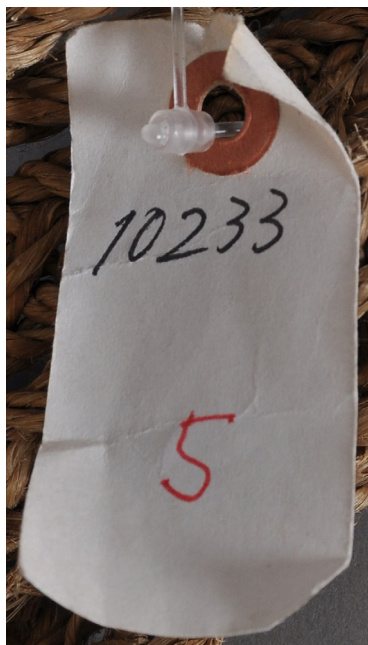


図 13: 【10233】の荷札ラベル

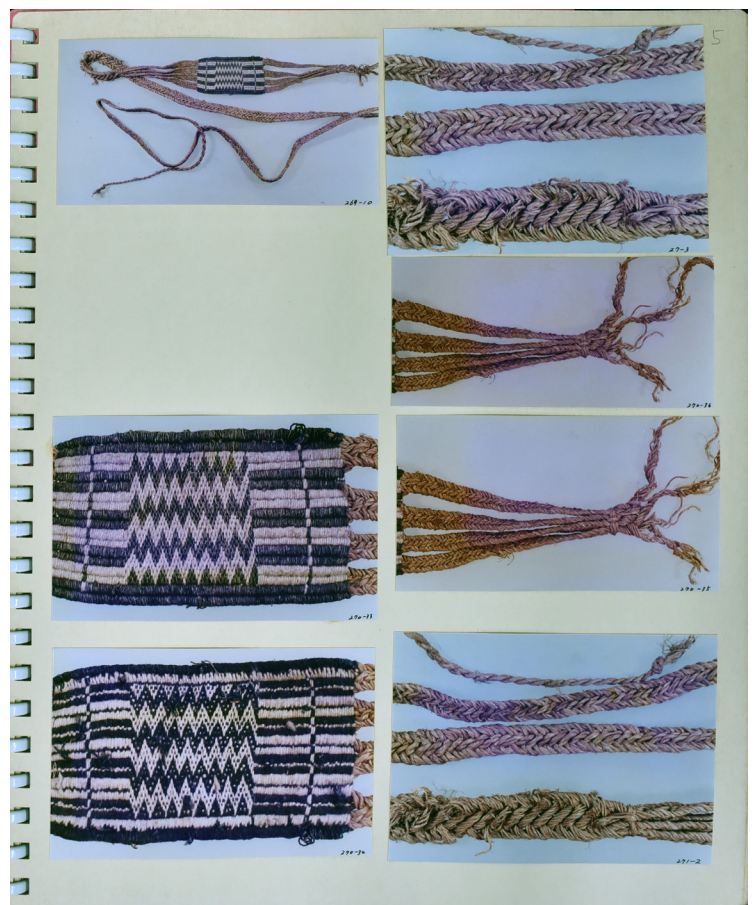


図 14 (4) の【10233】 右上に「5」の書き込みあり

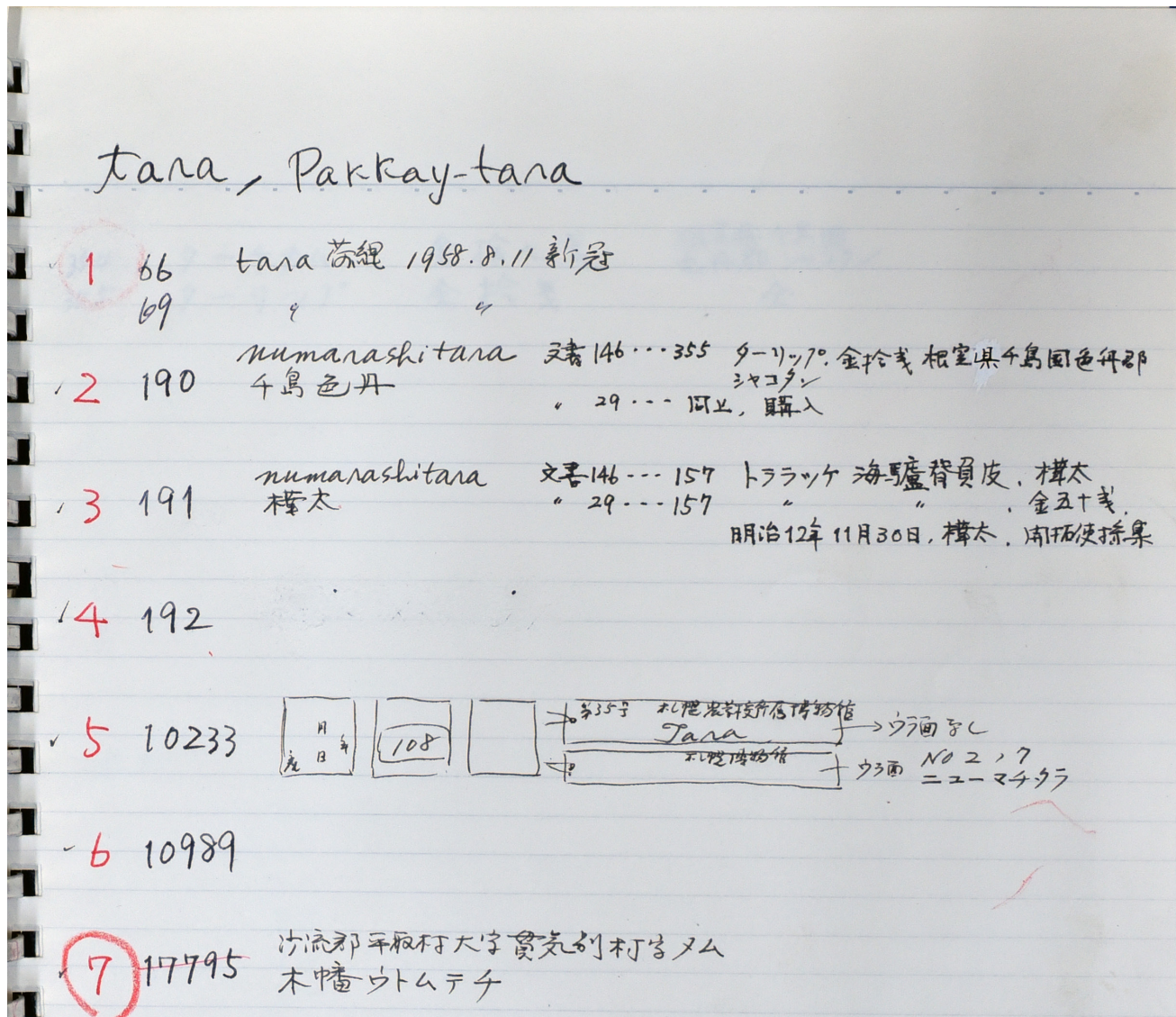


図 15. 「データ」(5) の【10233】の項



図 16. ラベル 2
別資料に付属しているもの
直接記入されている番号 (裏面)



図 17. ラベル 3
別資料のもの. ラベル 2 裏に貼られている事例が多い

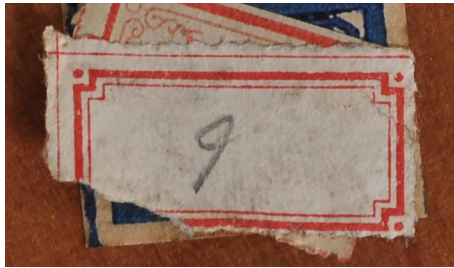


図 18. ラベル 4
ラベル 3 の上に貼られている事例がある

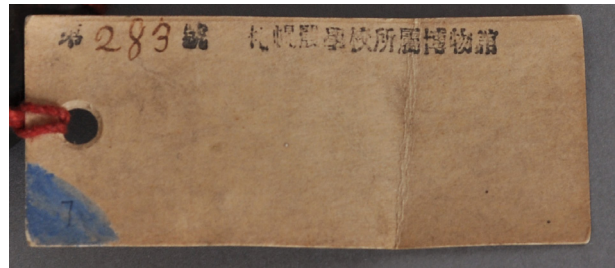


図 19. ラベル 5
別資料に付属しているもの。



図 20. 1919 年ごろから利用されていたラベル

表【10232】及び【10233】の付属情報の対比

	【10232】		【10233】	
	現状	データ	現状	データ
現在の標本情報	死体包装用縄 石狩 明治時代	-	背負縄 収集情報なし「5」	-
(5) 明治期ラベル	付属せず	(ラベル 1) 67 号 負縄 石狩国石狩郡エオマチタルベ	付属せず	(ラベル 2) データなし (ラベル 3) 108 (ラベル 4) 35 号 Tara"
(5) 大正期ラベル	付属せず		付属せず	(ラベル 5) No.2 / 8、ニューマチタラ
(3) 名取カード		負縄 石狩 ニマーマチタラ		負縄 石狩 ニマーマチタラ
(2) 1976 年ごろ所在		運搬用具		運搬用具
(2) 1976 年ごろ調査		背負縄 Eomachitarube 額あてなし		ニューマチタラ、額あてあり
(2) 1991 年所在		死体包装用縄		荷負縄、子負具、背打ち棒
(2) 1991 年調査		白、明治時代、石狩、男性用、欠損		欠損

以上の情報を表に整理して【10232】と【10233】の関係について検討してみたい。

(ラベル)

現在ではどちらの資料にも明治期の管理に利用されていたラベルは付属していないが、(5) によって過去のある時点まで【10232】にはラベル 1 が、【10233】にはラベル 2、4 が付属していた。ラベル 1 は 1910 年ごろの展示のために付与されたラベルであり、展示資料以外には付与されていないものであるが、資料が展示された明治時代以前に管理されていた資料には、ラベル 2、3、4 のいずれかが付属しているので、【10232】からはどこかの段階で欠落したことが推定される。

(資料名称)

名取が「データ」(3) の資料カードを作成したのは、1962 年頃である。この時点では、【10232】・【10233】ともに「負縄 石狩 ニマーマチタラ」という情報が付属していた。【10232】は 1976 年ごろの調査では付属するラベル 1 の名称が採用され、「Eomachitarube」として管理されていたが、1991 年ごろには死体包装用縄へと変更された。

(資料管理)

【10232】と【10233】の資料番号は 1961 年以降の現行資料台帳に登録されるにあたって付与されたもので、連番であることと 1976 年ごろの管理状況から、「運搬用具」として一緒に管理されていた。その後、【10232】の名称が死体包装用縄へと変更されたことで、他の死体包装用縄とともに別の管理場所へ移動された。

このように考えると、【10232】と【10233】はいずれも明治時代から HUNHM に所蔵されていた資料であり、共通の名称、収集地情報を名取の時代までは持っていた。また、明治時代の資料に付属する資料管理ラベルを重複して持っていない。このことから、【10232】と【10233】がもともと一つの資料であったと評価することを否定する材料はないといえる。

4. 資料の形状による【10232】と【10233】の関係

本章では、現在、「死体包装用縄、石狩、明治時代」として情報が公開されている【10232】について、資料の特徴から検討を加える。【10232】は一方の端部が破損しており、残存部分の全長は 208cm である。破損部位の側から、「8 本編み b」[大坂 2020 : 27-29] の技法により編み進めつつ、靱皮繊維の量を減らすことで徐々に細くしていき、最後は靱皮繊維を 2 本にまとめて S 撚りにしたのち、端部を結束して仕上げている。これらの特徴が、「死体包装用縄」と共通するかが確認すべき点である。

筆者は先に死体包装用縄（葬送用広紐）400点余りを調査し、編みの技法には8～15本の縄を用いた20種のバリエーションが認められるものの〔大坂2020〕、その他の点では極めて斉一性が高く、いずれの資料も、両端部を除けば幅がほぼ一定であることを確認している。

【10232】に用いられている「8本編みb」は、アイヌ民族の編組製品に最も一般的に認められる技法の一つだが、死体包装用縄に限ってみれば、浦河町に居住した女性が製作したミニチュア以外には類例が知られていない〔大坂2020:40〕。もっとも、前稿で分析対象とした死体包装用縄はそのかなりの部分が胆振・日高地方に由来するものである可能性が高く、石狩のものと確実視できる資料は含まれていない。仮に【10232】が死体包装用縄だとすれば、石狩では他地域とは異なる技法が用いられていたと考えることになる。

しかしながら、【10232】のように幅を徐々に細くするという特徴を示す資料は、死体包装用縄であることが確実なものの中には確認できない点は重要である。この特徴は、むしろ背負縄に類似している（図12）。また、【10232】の破損部位付近を観察すると、「8本編みb」に用いられている縄の中に、2本撚りではなく、多条の縄を撚り合わせたものが混在していることが確認できる（図6上段右）。背負縄の場合には、額当てとその両側の分岐部を製作するために、あらかじめある程度の長さの経糸を用意したのちに複数本をまとめていくため〔大坂2018〕、このように多条の撚り合わせになったものがしばしば認められる（図12）。この点も、死体包装用縄には認められない特徴である。以上の2点から、【10232】が背負縄の断片であることは、ほぼ確実視できる⁽¹⁾。

【10232】を現存する背負縄【10233】の欠損部に組み合わせると、左右の長さ、素材の特徴、編みの技法が一致する（図21）。以上の点より、【10232】は背負縄の断片であり、本来は【10233】の一部であった可能性が高いと判断できる。これは、【10232】・【10233】に「負縄 石狩 ニマーマチタラ」という共通の情報が付属していたという「データ」の検討結果と整合的である。

総括

本稿で示したように、【10232】と【10233】が過去に有していた情報と、資料そのものの技法および現状から、2点の資料はもとも1点の「背負縄」であり、1960年代以前に分離したものであると考えられる。そして、【10232】は1990年代以前に「死体包装用縄」として評価され、現在に至った。この結果に基づいて、今後の資料管理を以下のように行うこととする。

【10232】背負縄（部分） 石狩 明治時代：【10233】と接合 過去に死体包装用縄として管理されていたもの。接合および名称の変更については加藤・大坂〔2022〕に基づく。

【10233】背負縄（部分） 石狩 明治時代：【10232】と接合：接合および収集情報は【10232】の情報および名取カード、元職員が残したラベルの情報に基づく〔加藤・大坂2022〕

なお、この背負縄は明治10年代に整備されたアイヌ資料目録【HUNHM_A_060300104252】〔加藤2019〕の147号「子背負縄 エヲマチタルベ 金1円50銭 明治12年、石狩郡、開拓使採集」として管理されてきたものと推測される。

本稿は、科研費18K12558（若手研究、考古学的分析手法を導入した博物館収蔵アイヌ民具資料の基礎的研究、研究代表者 大坂拓）の成果の一部である。

⁽¹⁾ 大坂は前稿〔大坂2020〕で「死体包装用縄」を扱った際、【10232】について「荷縄の断片である可能性が否定できない」との留保を加えつつも、分析対象資料に加えてしまっていた。調査の時点で多条の縄の撚り合わせに気が付いていれば防ぐことができた誤りであり、観察の不足をお詫びするとともに、本稿を以って訂正する。



図 21.【10233】左と【10232】右を並べた様子。左右の長さ、素材特徴が一致する

文献

北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園（編）2008 アイヌ民族資料目録、北大植物園資料目録 8, 札幌

加藤 克 2004 札幌農学校所属博物館のアイヌ民族資料、北大植物園研究紀要 4：1-54

加藤 克 2008 北海道大学植物園所蔵アイヌ民族資料について：歴史的背景を中心に、北大植物園研究紀要 8：35-91

加藤 克 2019 HUNHM 所蔵アイヌ民族資料収集情報の再検討を可能とする史料について、札幌博物館研究会誌 2019：1-77

加藤 克 2018 HUNHM 所蔵墓標資料の収集情報の混乱について、札幌博物館研究会誌 2018：1-10

加藤 克・市川秀雄・高谷文仁 2014 札幌農学校所属博物館における鳥類標本管理史（4）：標本ラベルの変遷からみた管理史、北大植物園研究紀要 14：1-44

村田 庄次郎（編）1910 札幌博物館案内、維新堂、札幌

名取 武光 1972 アイヌの民具、名取武光著作集 2、北海道出版企画センター、札幌（初出は 名取 武光 1963 アイヌの民具、物質文化 2：23-33

大坂 拓 2018 アイヌ民族の荷縄―地域差と年代差、及び用途による形態差に関する基礎的検討―、北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要 3：19-50

大坂 拓 2020 北海道アイヌの葬送用広紐に関する基礎的検討―製作技術の地域差と日高東部地域における東方系・西方系出自集団との関係―、北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要 5：23-46